

労務 ROAD

■職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止

2020年3月28日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が策定されたことにより、厚生労働省から労使団体に向けて、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応についての要請が出されています。

下記は、要請に添付された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」より、一部を抜粋したものです。

1 感染防止のための基本的な対策
(1) 咳エチケットの徹底について (2) 手洗い等の徹底について ・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。 (3) 日常的な健康状態の確認 ・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。 (4) その他の対策について ・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。
2 クラスターの発生防止のための対策
(1) 基本的な対策 ・①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。 (2) 換気の悪い密閉空間の改善 ・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。 (3) 多くの人々が密集する場所の改善 ・在宅勤務・テレワークを推進している。 ・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。 ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。 (4) 近距離での会話や発声の抑制
3 風邪症状が出た場合等の対応
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。 ・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの相談先を全員に周知している。
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化 (2) 陽性者等が出た場合の把握 ・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。 ・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。 (3) その他の対応
5 感染防止に向けた行動変容
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。

【厚生労働省 より】

■育児休業を延長できるケースの拡充（新型コロナ対応）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、保育所等の臨時休園や、市町村等から登園を控える旨の要請がなされている状況を踏まえ、育児休業を1歳6か月まで延長できる条件に下記が追加されました。

- 保育所等の内定を受けている又は保育所等へ子を入所させているときであって、
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、再度の育児休業に係る育児休業期間の初日において保育所等が臨時休園となっているとき
 - ・市町村若しくは保育所等から登園を控える旨の要請がなされているとき

【厚生労働省 より】

VOL.692
(2004-3)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場ISビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集担当：矢尾・君野・茅原

新型コロナウイルス関連の
助成金の最新情報について

社会保険労務士法人アイデア
ホームページにて、
随時掲載しておりますので
こちらをご確認ください！

新型コロナウイルス感染症の
対策のため弊所では先日より
テレワークを実施し、原則
お客様への訪問はせず、電話
・メール・マイコモン等で
対応させて頂いております。

<期間>
令和2年4月8日（水）より
令和2年5月6日（木）まで

関係者の皆様には大変ご迷惑
とご不便をお掛けしますが、
ご理解ご協力のほど宜しく
お願いいたします。

4月 労務スケジュール

- ・雇用保険 高年齢者の
雇用保険料徴収開始
- ・協会けんぽ 料率改定
(健康保険・介護保険)
- ※翌月控除の場合
- ・労働者死傷病報告書の提出
(休業4日未満)
- ※5月1日まで